

プランの体系表(案) (R4~R13)

資料4

基本目標	推進項目	施策・取組の方向	取組項目	取組事業	事業内容	現状値	成果指標	所管等
①地域全体で男女共同参画に取り組むまち	① 男女共同参画意識の浸透・定着	1 意識改革を進める啓発活動の展開	1 広報、啓発の充実	1 男女共同参画セミナー・講演会の開催	ニーズに合わせた多様なセミナー等を開催し、より多くの市民に男女共同参画の理解を深めてもらう。エンパワメントの機会提供と支援。参画する力を身につけるため、各種セミナーや講演会を開催し、学習機会を充実させるとともに、関係機関で開催するセミナー等の情報提供を行う。	セミナー等参加者の満足度(アンケートの「満足」の割合) 67%	70%	人権推進課
				2 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	年3回発行 全戸配布	人権推進課
				3 市広報への啓発記事の掲載	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
		2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	4 社会的自立に向けたキャリア形成の支援	子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、 <b>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するために、「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」</b> を育成する。	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合 79%(令和元年度)	目標をもって学校生活を送っている児童生徒の割合が80%以上	学校教育課
	② 総合的な推進体制の強化	3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	3 男女共同参画センターの拠点設置の検討	5 男女共同参画センターの拠点設置の検討	男女共同参画社会の実現に向けた、情報提供、講座・研修事業、相談事業等の総合的な実施のため、市民が行きやすい拠点と体制を検討する。	—	令和5年度設置	人権推進課 総務課
				4 男女共同参画推進員の活動強化	6 男女共同参画活動推進のための情報提供	各地区における男女共同参画の推進活動に対する支援を行う。男女共同参画情報紙「フィフティだより」を自治会(男女共同参画推進員)およびまちづくり協議会に配付する。地域で活躍している女性にインタビューし、その活躍の内容等を記事にして自治会(男女共同参画推進員)およびまちづくり協議会に配付し紹介する。自治会運営に係る手引書に男女共同参画推進員の役割を明記し、活動内容を明確にする。	「フィフティだより」配布 3回/年 インタビュー記事配布 1回/年	「フィフティだより」全戸配布 3回/年 インタビュー記事配布 2回/年
		4 男女共同参画センターの事業の拡充	5 男女共同参画審議会・運営委員会の一元化	7 男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会の一元化	市が設置する男女共同参画審議会・男女共同参画センター運営委員会を統合し、効率的な話し合いの場で活発な事業展開が図れるように協議検討する。	—	令和3年度一元化	人権推進課
				6 男女共同参画意識浸透のための広報・啓発活動の推進	2 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。年3回発行。	年3回発行	年3回発行 全戸配布
		5 DV基本計画策定	7 計画策定と庁内DV対策連絡会議の設置	8 DV基本計画策定と庁内DV対策連絡会議の設置	DV基本計画を策定(第3次男女共同参画プラン内)及び庁内DV対策連絡会議を設置する。	—	令和3年度策定・設置	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課
				3 市広報への啓発記事の掲載(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 男女共同参画週間に特集掲載	人権推進課
		6 庁内推進体制の充実	8 市職員対象の男女共同参画研修の開催	9 男女共同参画研修	全ての職員が参画について理解を深め業務にあたるよう、職場学習会や、その他研修等のテーマとして取り上げ職員の意識を高める。	数年に1回	数年に1回	総務課

基本目標	推進項目	施策・取組の方向	取組項目	取組事業	事業内容	現状値	成果指標	所管等
②あらゆる分野で だれもが活躍できる まち	③ 女性の意思決定過程 への参画拡大	7 政策・方針決定過程 への女性の参画拡大	9 審議会、管理職等にお ける女性の登用の推進	10 各種審議会、等への女性の登用	市政に関する重要な政策方針等を策定する審議会等への女性委員の登用を進める。	40%	45%	人権推進課
				11 事業所における女性の管理職への 登用	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工振興課 創造都市課
			10 市管理職への女性の 登用	12 市管理職への女性の登用	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	30%	総務課
				13 キャリアアップ研修の実施	女性職員のキャリア支援のため、係長級以上の職員を対象に順次派遣研修を実施する	年に1回	年に1回	総務課
			11 政治分野における女性 の参画拡大	14 政治分野に参画する女性人材の育成	政治分野に参画する女性人材を育成し、市議会議員における女性の割合をさらに増やす。	25%	30%	人権推進課
	④ 女性活躍の推進	8 就労の場における 女性の活躍	12 農の分野における女性 のチャレンジ支援	15 農業研修への女性の参加促進	農業に携わる女性のエンパワメントをはかり、農業経営に参画できるよう各種研修会への女性の参加を促進し、人材を育成する。JA・普及センターと連携し、女性を対象とした農業講座として、「いきいき農村女性オペレーターズスクール」や「子育てママのプランターで野菜づくり教室」を開催する。	受講者数 オベSC:22名 野菜教室:15名 ※野菜教室はコロナ中止→ 申込者数		農都政策課
				16 女性農業者及び女性農業者リー ダーの育成	農業振興大会時の女性による事例発表など、女性が主体的に農業に携わり、担い手として能力を発揮できるよう、研修会の実施や手本にできるロールモデルの提示などを行う。継続的に実施し、女性の取組を発表、啓発する。丹波篠山市農村女性組織連絡会の活動を支援し、農業分野における女性の登用を進める。	女性農業委員1人 JA女性理事3人	農都政策課 農業委員会事務局	
			13 女性のネットワーク づくりへの支援	17 市民や団体への呼びかけ	男女共同参画事業の開催や啓発推進を行うため、市民団体などと協働し、市民の参画による男女共同参画の推進を図る。	—		人権推進課 地域振興課
			14 女性の起業や再就職 のための環境整備	18 女性のための個別相談や、働き方セ ミナー等の開催	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。	個別相談:年1回 (3枠) セミナー:年2回	個別相談:年2回 (6枠) セミナー:年3回	人権推進課
				19 就労相談や起業家セミナー、交流 会、就職説明会等の情報提供	関係機関が実施する就労相談や起業家セミナー、交流会、就職説明会などの情報を提供する。商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行う。	市広報、市ホームページに情報掲載 「就職フェアinたんば」開催 年1回	女性の起業支援(夫婦含む)補助申請数を5件/年 ・セミナー(働き方・女性起業)への参加者数30人/年	商工振興課 創造都市課 人権推進課
			15 女性のエンパワメント の推進	20 女性のための個別相談や、セミナー 等の開催	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会や情報を提供する。	市広報、市ホームページに情報掲載	市広報、市ホームページに情報掲載	人権推進課 商工振興課 創造都市課
				16 女性農業者及び女性農業者リー ダーの育成(再掲)	農業振興大会時の女性による事例発表など、女性が主体的に農業に携わり、担い手として能力を発揮できるよう、研修会の実施や手本にできるロールモデルの提示などを行う。継続的に実施し、女性の取組を発表、啓発する。女性農業者組織のリーダーで構成する丹波篠山市農村女性組織連絡会の活動で若手女性農業者や地域女性農業者のリーダーを育成支援する。	役員会年4回 (延べ34人) 視察研修年1回(12人)		農都政策課 農業委員会事務局
	⑤ ワーク・ライフ・バランス の推進	9 仕事と家庭を両立で きる環境の整備	16 一人一人の働き方の 見直しの推進	21 ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発する。	—	市広報、市HPIに情報掲載 事業所へのメルマガ(月1回送付)に情報掲載(年2回)	人権推進課 商工振興課 創造都市課
				22 労働に関する各種法律や制度の周知	広報誌や情報誌など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市ホームページに情報掲載	法制度改正があった場合は、特に市広報、市ホームページなどを通じて情報提供する	商工振興課 創造都市課
			17 仕事と家庭を両立で きる職場環境の整備	23 働き方改革や制度の周知	広報誌や情報誌など様々な媒体を通じて、「働き方改革」や制度等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。	市広報、市ホームページに情報掲載	商工会等の関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市ホームページなどに掲載し啓発する	人権推進課 商工振興課 創造都市課
			18 多様な働き方への支 援	24 母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の母・父が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、また職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	1名	1名	社会福祉課
				18 女性のための個別相談や、働き方セ ミナー等の開催(再掲)	個別相談やセミナー、起業カフェ等を開催するとともに、資金融資や支援助成金制度に関する情報を提供する。起業やテレワークの活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行う。	個別相談:年1回 (3枠) セミナー:年2回	個別相談:年2回 (6枠) セミナー:年3回	人権推進課 商工振興課 創造都市課

基本目標	推進項目	施策・取組の方向	取組項目	取組事業	事業内容	現状値	成果指標	所管等		
②あらゆる分野でだれもが活躍できるまち	⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	9 仕事と家庭を両立できる環境の整備	19 男性の家庭参画の推進	25	パパママ教室事業	夫婦がともに協力しながら妊娠期を過ごし、安心して出産、子育てに臨むことができるよう、男性の育児参加への意欲を高めるため、妊娠5～7か月の妊婦及びその夫・家族を対象に、妊娠・出産・育児に関する知識を取得し、不安の軽減や仲間づくりを行う。			健康課	
				26	父親子育て参加啓発事業等の実施	父親子育て参加啓発事業や子育て学習講座並びに相談事業を通じて、夫婦がともに子育ての知識や技術を習得し、お互いの気持ちを理解し合えるようにするとともに、子育てへの理解と教育力の向上を目指し、子育てふれあいセンターにおいて、父親子育て参加啓発事業や子育て学習講座並びに相談事業を実施する。	「お父さんといっしょ」:年2回 子育て学習講座:年7回 相談事業:随時	「お父さんといっしょ」:年4回 子育て学習講座:年8回 相談事業:随時	社会福祉課	
				20 子育て環境の充実	27	延長保育	就労形態の多様化等による保護者ニーズに対応するため、通常保育時間(11時間)前後に延長して保育を行う。	市内2箇所	市内2箇所	こども未来課
					28	学童保育	安心して児童を預けられる環境を整えることで、女性の就労及び社会進出を促す。保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生(1～6年生)に、授業の終了後や長期休業期間中に安全な遊び場や生活の場を提供する。	市内7箇所	市内7箇所	こども未来課
					29	病児保育	保護者の就労等により必要となった場合に、安心して預けられる場を提供するため、病気時および病気回復期の乳幼児の保育を行う。	事前登録者数 561人	事前登録者数 新規60人以上	こども未来課
					30	障害児保育	保護者の就労等により保育を必要とする場合に、安心して預けられる場を提供するため、障がいのある子どもの地域生活を支援するため、集団保育を通じて発達の促進を図る。	全園実施	全園実施	こども未来課
			31		保育ボランティアの養成	社会福祉協議会の事業であるボランティア団体の育成事業を補助し、ボランティア団体の育成を推進する。ボランティア人口が増加する事で託児ボランティアの需要に対応可能となり、地域で子育てを担う環境が整う。	2団体	3団体	社会福祉課 社会福祉協議会	
			32		ファミリーサポートセンター事業	子育ての応援をしたい人(協力会員)と子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)との会員組織による相互援助活動により、地域での子育て支援の輪を広げる。社会福祉協議会のファミリーサポートセンター事業を補助する。	326名	350名	社会福祉課 社会福祉協議会	
			33		新生児訪問指導	保健師や助産師が生後28日までの新生児と母子を家庭訪問し、身体計測や育児指導等を実施する。また、訪問時にエジンバラうつ質問票を実施し、産後うつ等の早期発見と早期支援を行う。		生後4ヵ月までの乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)	健康課	
			34		子育て相談日の開設	保健師、栄養士、歯科衛生士による育児相談、栄養指導、歯科保健指導を実施する。乳幼児をもつ保護者が気軽に子育ての悩みや心配について相談でき、育児不安の解消や育児の孤立を防ぐ。また、参加者同士の交流の場となる。	12回/年		健康課	
			35		すこやか相談(発達相談)	全ての4歳児と保護者に質問票を実施し、幼稚園やこども園の巡回相談と連携しながら、保護者が子どもの成長や発達を正しく理解し、子育てできるような親支援を強化する。			健康課	
			36		すくすく相談	健診等で身体面でのフォローが必要な乳幼児に、小児科医や理学療法士による診察や専門相談を実施する。乳幼児の健やかな成長、発達支援と保護者の育児不安を軽減する。	6回/年		健康課	
			37		妊婦検診費助成事業	母子の健康を守り、安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査費用の助成を行う。妊婦がより健やかな妊娠期を過ごすことができ、受診機会を確保し、妊娠中の異常を早期に発見することができる。また、妊娠、出産にかかる経済的負担の軽減につながる。	妊婦一人あたり12万の助成(多胎の場合は5万円追加)		健康課	
			38		派遣カウンセラー事業	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者、教職員との心の相談や発達相談・教育相談を行い、子どもの悩み、心の中の課題を受け止め、子どもたちや家庭を支える体制の充実を図る。	全小・中学校へ派遣	全小・中学校へ派遣	学校教育課	
			39		適応指導教室(ゆめハウス)事業の充実	不登校対策として、適応指導教室「ゆめハウス」に児童生徒支援指導員を配置し、学校復帰や社会的自立及び自己実現のための指導・支援を行う。	指導員3人	指導員3人	学校教育課	
			40	青少年育成相談事業	児童生徒や保護者、教職員が抱える課題を受け止め、支える体制を充実する。保護者からの不登校や家庭教育などの相談、教職員からの課題への取り組み方についての相談などに対応する。	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	臨床心理士教育相談:週2回 学校園経営指導主事教育相談:毎日	教育研究所		
			21 介護環境の充実	41	介護保険事業における安定的な介護サービスの確保と提供	支援を必要とする高齢者が介護保険事業を安心して利用できるよう、事業を適正に運営することにより、住み慣れた地域での生活を維持、継続できる環境を目指すと共に、介護する側の負担軽減や介護離職ゼロの実現を目指す。			長寿福祉課	
				42	地域包括支援センター事業	介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であり、専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じる。	R2年度971件(実件数)の相談があり、2,636回対応		長寿福祉課	



基本目標	推進項目	施策・取組の方向	取組項目	取組事業	事業内容	現状値	成果指標	所管等
②あらゆる分野で だれもが活躍できる まち	⑥ 男性の家庭・地域活動 への参画促進	10 男性の家事・育児等、 家庭や地域活動への 参画促進	22 家事や育児等の生活 スキルの習得支援	43 父親子育て参加啓発事業等の実施	子育てふれあいセンターにおいて、父親子育て参加啓発事業(お父さんといっしょ)や子育て学習講座並びに相談事業を実施する。	「お父さんといっしょ」:年2回 子育て学習講座:年7回 相談事業:随時	「お父さんといっしょ」:年4回 子育て学習講座:年8回 相談事業:随時	社会福祉課
				44 ヘルシークッキング教室の開催	中高年の男性を対象に、食に対する基本的な知識と簡単な自炊の仕方をも身につけ、健康に対する知識・関心を高めることで「食」の自立と元気な高齢者をめざす。	10回シリーズ /1年度	健康課	
		11 男性の参画促進に向けた 気運醸成	23 働き方の見直しや家庭 参画への意識啓発	45 働き方改革や男性の家庭参画の重要性周知	広報誌や情報紙、SNSなど様々な媒体を通じて、「働き方改革」や男性の家庭参画の重要性を周知する。	情報紙「フィフティだより」に掲載	市広報、市HP、市ライ ンに掲載	人権推進課
				24 男性の育児休業取得を 推進するための気運醸成	46 市役所男性職員の育児休業取得率向上	子育てをする男性職員への支援、働きやすい環境づくりを進めるため、労働時間短縮や柔軟な勤務形態の導入等の情報提供、啓発を行う。	R2年度実績 16.7% (希望者の100%)	10% (希望者の100%)
			25 職場の処遇改善	47 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性の情報提供をする。子育てをする男性職員への支援についての情報提供、啓発を行う。	64件(R2男女共:育 休給付金受給者資格 件数から)	70件(男性の育児休 業取得率向上)	商工振興課 創造都市課
				22 労働に関する各種法律や制度の周知(再掲)	広報誌や情報誌など様々な媒体を通じて、「男女雇用機会均等法」「パート労働法」「労働者派遣法」等の周知を図るとともに、商工会などの関係機関と連携して情報提供を行う。時間外勤務時間の短縮や、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行う。	市広報、市ホーム ページに情報掲載	法制度改正があつた場合は、特に市広報、市ホームページなどを通じて情報提供する	商工振興課 創造都市課
	⑦ 働く場における男女共 同参画の推進	12 働きやすく働か がいのある環境づくり	25 職場の処遇改善	48 男女平等に働ける環境づくり	職場における固定的性別役割観による慣行の見直しを図るよう啓発する。	—	関係機関から積極的に情報を収集し、市広報や市ホームページなどで啓発を図る。	人権推進課 商工振興課 創造都市課
				11 事業所における女性の管理職への 登用(再掲)	女性の管理職への登用等の、事業所の自発的な取組や制度の重要性を周知し、女性の活躍促進を働きかける。	—	課長相当職の女性割合20%(50人以上の市内事業所へ聞き取り)	商工振興課 創造都市課
				12 市管理職への女性の登用(再掲)	女性職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、能力開発の機会を提供し、積極的に登用を図る。	20%	30%	総務課
			26 各種ハラスメントの防止 対策の推進	49 各種ハラスメントの起こらない職場づくり	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	数年に1回	数年に1回	総務課 人権推進課
				50 事業所に対する働きかけ	事業所に対し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進める。	市広報、市ホーム ページに情報掲載	法制度改正があつた場合は、特に市広報、市ホームページなどを通じて情報提供する	商工振興課 創造都市課
				27 意識改革を進める啓発 活動の展開	2 男女共同参画情報紙「フィフティだより」の発行(再掲)	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	年3回発行	年3回発行 全戸配布
	③性別にかかわらず お互いに尊重し 合えるまち	⑧ 相手を尊重し、思いや る心づくり	13 意識改革の展開	3 市広報への啓発記事の掲載(再掲)	男女共同参画について分かりやすい記事の掲載を心がけ、様々な角度からの意識啓発を行う。	随時	随時 男女共同参画週間に 特集掲載	人権推進課
				28 子どもへの教育の充実	51 子どもへの教育	道徳教育、人権教育、情報モラルの育成などにより、人間形成の基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、子どもたちが主体的に判断し、適切に行動する力を育成する。	研修会を実施	研修会を実施
⑨ 多様な人々が安心して 生活できる環境の整備		14 多様性を認める意識 の醸成	29 生涯学習の充実	52 子どもへの教育	家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進める。乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進める。性的マイノリティに関する理解を促進するとともに、互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進める。主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進める。	教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	学校教育課 こども未来課
				53 命の教育、性的マイノリティについての啓発	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施 教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	令和5年度 パートナーシップ制度導入 教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	学校教育課 こども未来課 健康課 人権推進課
				54 高齢者大学における人権講座等の開講	高齢者大学等、社会的課題に対応するための人権学習や男女共同参画研修などの機会を提供する。人権や男女共同参画にかかる一般教養講座を市内高齢者大学において、年間1回以上開催することで、受講者の人権意識の啓発を図る。	7学園のうち3学園で 人権講座を実施	年1回以上	中央公民館
⑩ 女性への暴力に対する 防止対策	15 女性への暴力防止 対策の推進	30 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	55 暴力根絶のための意識啓発	関係機関相互の連携を強化し、暴力を許さない意識啓発と防止対策を進める。地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力や虐待を発見したときの通報制度や相談機関等を周知する。	情報紙、市HPに掲載 ポスター掲示	情報紙、市HPに掲載 パープルリボンキャンペーン活動充実	人権推進課 社会福祉課 長寿福祉課	

基本目標	推進項目	施策・取組の方向	取組項目	取組事業	事業内容	現状値	成果指標	所管等
④だれもが住みやすく、安心して暮らせるまち	⑪ 互いに支え合う地域づくり	16 地域における男女共同参画の推進	31 男女の地域活動への参加、参画の推進	56 自治会長会等の女性役員登用促進	自治会長会等に対して、女性役員登用にに向けた働きかけと情報提供を行う。	女性役員が2人以上の自治会の割合 31%	女性役員が2人以上の自治会の割合 40%	人権推進課 地域振興課
			32 互いに支え合う地域の推進	57 地区福祉会議の開催	日頃の見守りを通して、孤立の防止と高齢者等が抱える福祉課題を発見し、地域で解決に向けた協議の場を持つ。自治会やまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員連絡会を中心に、まち協や自治会の地域の福祉課題を共有し、解決に向けた取り組みについて話し合う。			長寿福祉課 社会福祉協議会
				58 介護予防サポーターのボランティア登録	手助けをしてほしい人とお手伝いをしたい人を登録し、家事の手伝いや見守り活動により、高齢者が自宅で安心して生活できるよう見守り支援サポーター養成講座を社会福祉協議会が実施。			健康課 社会福祉協議会
			33 防災活動における男女共同参画の推進	59 女性消防団員活動推進事業	消防団員に女性班を設置し10名の女性消防団員を任用している。今後女性消防団員の増員や活動強化を行い、更なる市民に対する防災・防火等の啓発活動を行う。昨今顕著となっている防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性10人		市民安全課
				60 女性防災士の増員	さらなる女性防災士の増員に努め、地域における防災・減災意識の高まりをさらに進める。	女性12人		市民安全課
			34 災害時(コロナ禍含む)の弱い立場の人への配慮	61 女性の視点を活かした避難所の設営や災害対策	弱い立場の人に配慮した避難所の設営や災害対策に努める。			市民安全課
			35 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備	62 外国人児童生徒に対する母語通訳・翻訳及び初期日本語支援事業	日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、母語通訳・翻訳支援員や日本語指導員等を派遣するなど、個々の児童生徒の実態に応じた総合的な支援策を展開する。	必要な児童生徒 全員に支援	必要な児童生徒 全員に支援	学校教育課 NPO法人篠山国際理解センター
				63 外国人住民支援事業	外国人住民相談窓口の設置をはじめ、多言語の生活情報冊子やDVDを作成。日本語教室の開催など、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり、民族や国籍を超えた多文化共生の地域づくりを進める。	随時	随時	観光交流課 NPO法人 篠山国際理解センター
				64 障がい者相談事業	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。			社会福祉課
				65 高齢者こころの相談事業	認知症などの相談に専門医・相談員が対応する。			長寿福祉課
	⑫ あらゆる暴力に対する防止対策	17 暴力・虐待防止対策の推進	36 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止対策等の推進	66 見守り・虐待防止ネットワークの充実	関係機関とのネットワークを図り、高齢者等虐待予防と早期発見及び見守りを実施する。	協定事業所34事業所・116店舗		長寿福祉課
				64 障がい者相談事業(再掲)	障がいのある方や家族などの相談支援を総合的・専門的に行い、地域の相談機関との連携や、相談事業者への専門的な指導助言、人材育成を行う。地域生活を支えるための体制づくりや、虐待や権利擁護に関する相談に応じる。			社会福祉課
				67 母子・父子自立支援員による相談業務	DV被害者の安全を確保することで更なる被害拡大を防ぎ、心身を回復させる。また、DV被害者が自立して安定した生活を送るよう、DV被害者の相談に応じ、DV被害者の安全確保のために、加害者から隔離し、保護を行う。被害者の安全確保後に将来に向けて安全で安心な生活を送ることができるよう、関係機関と連携して総合的に生活上の支援を行う。	月～金曜日 随時	月～金曜日 随時	社会福祉課
			37 命の教育、性の尊重の推進	53 命の教育、性的マイノリティについての啓発(再掲)	家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報活用教育の充実を図り、命の大切さを学ぶ機会を提供する。性的マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進める。	LGBTパネル展示・アンケート調査実施教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	令和5年度パートナーシップ制度導入教育活動全般(道徳の授業等)での啓発	学校教育課 子ども未来課 健康課 人権推進課
	⑬ 生涯にわたる健康対策	18 生涯を通じた健康支援	38 心身の健康づくりへの支援	68 フレイル予防・介護予防の推進	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活するために、要介護状態とならないようフレイル予防に取り組み、また要介護状態の軽減や重度化を予防するために、保健事業と一体的に介護予防事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。	8.7%	介護予防に取り組む高齢者の割合 15%	健康課 長寿福祉課 医療保険課
				69 健康相談業務	こころとからだの両面からアプローチできる相談窓口を設け、メンタルヘルスのみではなく、健康、育児、介護相談まで、多様な相談をサポートする。	月～金曜日 随時		健康課
				70 特定健診の女性受診率の向上	就労女性の心身の健康支援をはかるため、マンモグラフィ検診をセンター健診にセットすることで、女性が健診を受診する機会を増やしていく。			健康課
				71 関連情報の市広報やホームページ掲載	働く妊婦に対して、母性健康管理措置の周知、啓発を行い、働きながら安心して妊娠、出産することができるよう、市のHP、広報等で情報提供する。また、母子健康手帳の交付時に面談やパンフレット等を配布する。	随時		健康課
	39 次代を担う若年層への啓発の充実	72 若年層への啓発	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、自らの意思で多様な生き方を選択できるよう、ライフプランニングを踏まえたキャリア形成に関する「基礎的・汎用的能力」「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の学習機会を、学生等の若年層へ提供する。	教育活動全般(特別活動を要とした各教科の授業等)での啓発	教育活動全般(特別活動を要とした各教科の授業等)での啓発	学校教育課 人権推進課		